

行政措置予防接種実施要領

沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町

1 趣旨

法律に基づく定期予防接種以外で、各市町村が自らの行政措置として実施する予防接種（以下「行政措置予防接種」という。）に関して、住民が安心・安全に予防接種を受けることができるように実施要領を定める。

2 実施主体

実施主体は沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町とする。

3 対象者

別表に該当し、各市町村の住民基本台帳に登録がある者（外国人については、在留資格のある者）及び当該住所地の市町村長が認めた者。

4 接種対象者の確認

予防接種を行う際には、マイナ保険証または資格確認書等、外国人については在留カード等を提示させ、住所・年齢の確認を行う。また、母子健康手帳、予診票等で接種履歴の確認を慎重に行う。

5 予防接種の種類及び実施方法

対象疾病（ワクチン）及び接種方法は、別表のとおりとする。

6 接種医師

接種医師は、一般社団法人沼田利根医師会、群馬県相互乗り入れ予防接種委託契約における協力医療機関及び各市町村が認めた接種を行う医療機関で、各市町村の実施する行政措置予防接種に協力する旨を承諾した医師とする。

7 予防接種の留意事項

- (1) 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者
- (2) 予防接種後副反応等に関する説明及び同意
- (3) 接種時の注意
- (4) その他

上記(1)～(3)においては定期の予防接種実施要領、予防接種ガイドライン(予防接種リサーチセンター発行)、各ワクチンの医薬品医療機器等法添付文書の用法用量に基づいて実施する。

8 予防接種歴の管理及び記録等

- (1) 接種の実施にあたっては、予診票を使用する、診療録に記載を残す、予防接種台帳を作成するなどを行い、接種者の管理を、定期予防接種同様5年間行う。
- (2) 予防接種を行った際は、母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日及びロット番号等を記載すること。
- (3) 母子健康手帳を所持しない対象者に対して予防接種を行った際には、必ず予防接種済証を交付すること。

9 健康被害発生時の報告

予防接種後の健康被害と思われる事例を診察した医療機関は、事実が発生した時点で、直ちに各市町村へ報告すること。

10 救済措置

行政措置予防接種による健康被害の救済措置については、各市町村予防接種事故災害補償要綱等に基づき全国市長会総合賠償補償保険又は全国町村会総合賠償補償保険の行政措置災害補償保険を適用する。

11 接種後の名簿の保管

行政措置予防接種を実施した後は、実施者名簿として別紙に必要事項を記入し、医療機関で5年間保管する。